○さいたま市「ながら見守り」ボランティア実施要項

（趣旨）

第１条　この要項は、さいたま市「ながら見守り」ボランティア（以下「ながら見守りボランティア」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（活動内容）

第２条　ながら見守りボランティアは、児童生徒の安全確保を図るため、通勤、買い物、散歩等をしながら児童生徒の見守り活動を実施するものとする。

（登録基準）

第３条　ながら見守りボランティアに登録できる者は、次に掲げる事項をいずれも満たした者とする。

⑴　本事業の趣旨を理解していること。

⑵　心身ともに健康であり、成人であること。

⑶　さいたま市暴力団排除条例（平成２４年さいたま市条例第８６号）第２条第２号に規定する暴力団員に該当しないこと。

（登録手続）

第４条　ながら見守りボランティアに登録を希望する者は、さいたま市ながら見守りボランティア一般用登録申込書（様式第１号）を学校教育部健康教育課長（以下「健康教育課長」という。）に提出するものとする。

２　前項に規定する者のうち、さいたま市立小学校、中学校及び中等教育学校に在籍する児童生徒の保護者は、さいたま市ながら見守りボランティア保護者用登録申込書（様式第２号）を在籍校の校長に提出するものとする。

３　第１項に規定する者のうち、市立小学校、中学校及び中等教育学校に関係する地域住民（防犯ボランティア、学校安全ネットワーク連絡会議参加者等）については、さいたま市ながら見守りボランティア学校関係者用登録申込書（様式第３号）を関係する市立小学校、中学校及び中等教育学校の校長に提出できるものとする。

４　健康教育課長は第１項による提出を受けたとき、校長は、第２項、第３項の規定による提出を受けたときは、さいたま市ながら見守りボランティア登録者名簿（様式第４号）に掲載する。ただし、健康教育課長は第１項の規定による提出を受けたとき、校長は第３項の規定による提出を受けたときは身分証を確認するものとする。

（登録期間）

第５条　登録期間は、第１０条の規定に該当する場合を除き、無期限とする。

（貸与物品）

第６条　ながら見守りボランティアの登録者には、ストラップ付カードを貸与する。

（活動上の留意事項）

第７条　ながら見守りボランティアの登録者は、活動をするに当たって、次の事項に留意すること。

⑴　児童生徒に危険が及ぶおそれがあると判断した場合は、速やかに警察へ連絡し、併せて学校教育部健康教育課に連絡すること。

⑵　活動に際しては、各種事故防止に留意するとともに、不審者等を認めた場合は追尾等することなく、前項に記載した対応を徹底し、自身の安全確保を最優先させること。

⑶　ながら見守りボランティアの活動中に生じた事故、怪我、疾病、障害等について、教育委員会は責任を負わない。

⑷　ながら見守りボランティアの活動中は、ストラップ付カードを携帯すること。

⑸　ストラップ付カードを他の者に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

⑹　自分の身に危険を招くような行為をしないこと。

⑺　他人の人権、身体や財産を侵害する行為をしないこと。

⑻　活動に際しては交通法規やマナーを順守し、他の交通の妨げにならないよう配慮すること。

⑼　その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。

（守秘義務）

第８条　ながら見守りボランティアの登録者は、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ながら見守りボランティアを退いた後も同様とする。

（辞任）

第９条　ながら見守りボランティアの登録者は、ながら見守りボランティアを辞任する場合、第４条に規定する提出先に対し、申し出るものとする。

（登録の取消）

第１０条　健康教育課長及び校長は、ながら見守りボランティアの登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

⑴　辞任の申出があったとき。

⑵　活動の遂行ができなくなったとき。

⑶　ながら見守りボランティアとしてふさわしくない行為があったとき。

⑷　前３号に定めるもののほか、健康教育課長又は校長が不適当と認めたとき。

２　登録を取り消された者は、貸与されたストラップ付カードを速やかに返却するものとする。

（庶務）

第１１条　ながら見守りボランティア活動に関する庶務は、学校教育部健康教育課において処理する。

（委任）

第１２条　この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要項は、平成３０年７月１１日から施行する。

　　附　則

この要項は、令和元年６月２０日から施行する。

附　則

この要項は、令和５年４月６日から施行する。